

橘小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

① いじめの定義

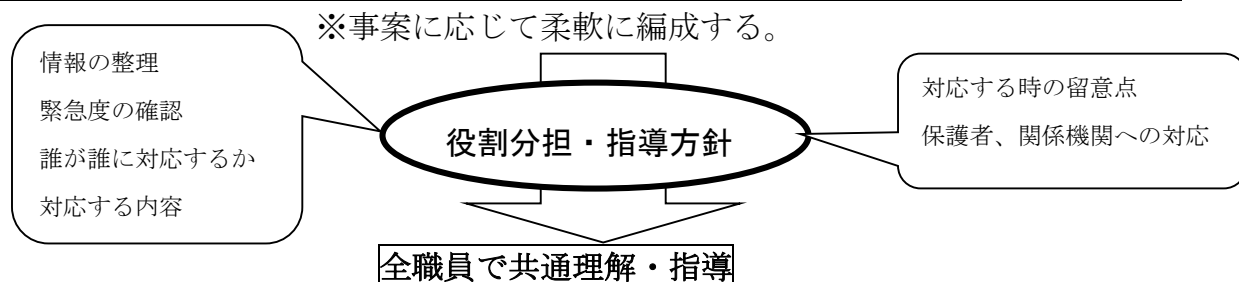
児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

② 学校の現状

全体的に明るい児童が多く、落ち着いた環境の中で学習が進められている。指示されたことには真面目に取り組むが、自ら考えて積極的に行動できる児童は少ない。本校は全学級が単級であるため、保育所からの人間関係が固定しがちであり、友人関係でのトラブルに発展する場合もある。年3回のいじめアンケートの他、毎月の児童理解の会、Q-U 検査を実施し、実態把握に努めている。

(2) いじめ防止に関わる組織（橘小いじめ問題対策チーム）

校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・SC、いじめ問題対応アドバイザー等



※保護者との連携・・・いじめの未然防止、早期発見、解消には、保護者の観察と協力が不可欠であり、その旨を保護者会等で伝え、連携を図っていく。

(3) いじめ防止対策の実施計画

月	取 組		
4月	いじめ防止基本方針についての検討、共通理解 人間関係づくり週間（担任との信頼関係構築） 児童理解の会（前年度の申し送りを中心に）	学習規律 規範意識の 徹底	
5月	Q-U 検査と分析 児童理解の会（4月の様子と Q-U と特別支援）	↓	
6月	いじめアンケート① 面談週間 道徳の授業公開（参観日） 児童理解の会（いじめ）	↓	生徒指導の3 機能を
7月	児童理解の会（1学期の振り返り） 児童アンケート	学校行事の	

	個人懇談会（保護者との情報交換） 地区別懇談会	充実	意識した授業づくり
8月	いじめ問題に関する校内研修 スクールカウンセラーとの連携	↓	
9月	人間関係づくり週間 児童理解の会（学期はじめの様子）	いじめについて考え、行動する機会を設ける	保護者との連携
10月	Q-U 検査と分析 町学教研生活アンケート 児童理解の会（Q-U 検査）		
11月	いじめアンケート② 面談週間 児童理解の会（いじめ）	↓	
12月	生活アンケート 人権集会 児童理解の会（2学期の振り返り） 個人懇談会（保護者との連携）	自らの成長を振り返り、来年度の目標をもつ	
1月	人間関係づくり週間 児童理解の会（学期はじめの様子）		
2月	いじめアンケート③ 面談週間 児童理解の会（いじめ）		
3月	児童理解の会（1年間の振り返りと来年度への申し送り 特別支援の申し送り）		

（4） 指導

未然防止

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性がある。未然防止の基本として、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

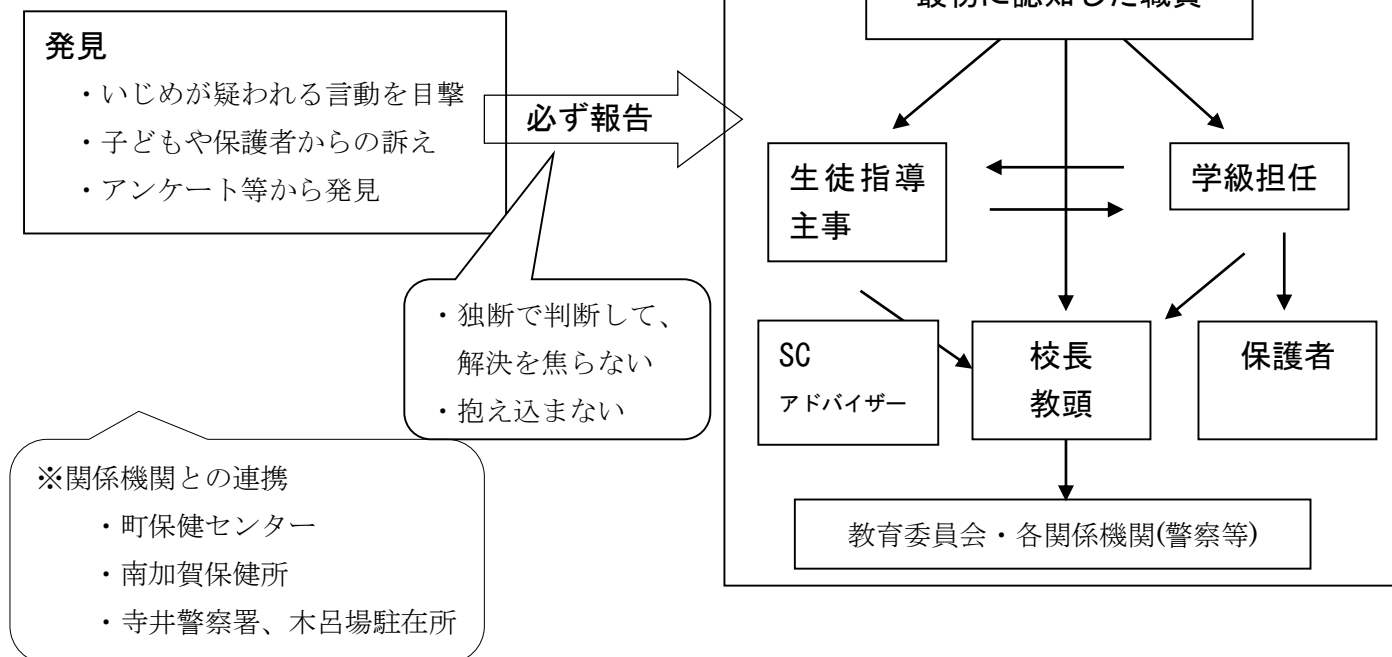
- ② 学習規律・規範意識の徹底：「橘っ子の掟」をもとに、全職員で指導にあたり児童に意識づける。
- ② SST の実施や Q-U 検査結果を生かし、児童の実態把握に努め学級経営を充実させる。
- ③ 生徒指導の3機能を意識した授業改善を行う。授業が児童のストレスにならないよう、わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 道徳の授業を中心に道徳教育を充実させ、児童の自己肯定感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ⑤ 学級担任、養護教諭、SC と関わる時間を設定し、教育相談の体制を整える。
- ⑥ インターネットによる諸問題の対策として、使用状況の把握に努めるとともに、情報モラル教育を適宜行うなどして、迅速な対応を心がける。

早期発見・早期対応

- ①アンケートの活用と面談の実施 実態把握に努め児童の心の思いをくみ取る
- ②職員間の情報交換の場の設定
- ③保護者との連携
- ④SC、いじめ対応アドバイザー、児童館（学童保育）、地域の方との情報交換

発見したいじめに対する対処

いじめの発見から指導まで



①事実の究明

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行う。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- ・事情聴取は、人目に付かないような場所と時間帯に配慮する。
- ・情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら、聴取を進める。
- ・言い分を聞いて、単に謝らせたり、すぐに仲直りを促したりする指導で終わらない。

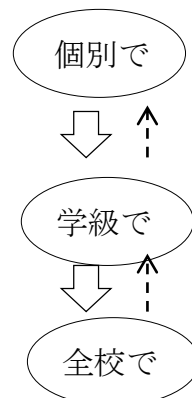
②指導等

a. 被害者（いじめられた子ども）への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・必要があると認められるときには、一定期間、別室において学習を行うなどの措置を講ずる。

b. 加害者（いじめた子ども）への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。



c. 観衆、傍観者への対応

- ・いじめは、学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

③重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき



- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、調査などの対応を相談しながら行っていく。
- ・関係機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果等については、児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。